

平成 29 年 4 月 1 日

労務管理者・安全管理者・衛生管理者へもご回覧ください！！

事業主各位

事業主	労務管理者	安全管理者	衛生管理者

一般社団法人酒田労働基準協会
会 長 高橋 幸雄

『職長等教育』のご案内

この度、労働安全衛生法第 60 条同規則第 40 条に基づく職長等の安全衛生教育を下記の通り実施することに致しました。

職長は、事業場内の安全衛生のキーパーソンといわれ、職長が安全衛生について理解があるか否かが、その職場や作業の安全衛生状態を大きく支配します。

更に、**職長は労働者に対する指導・監督と共に労働災害を防止するための事業場内の危険性・有害性を的確に把握し、対処する職務能力が必要とされています。**

対象業種は次の通りになります。是非この機会に受講頂きますようご案内申し上げます。

労働安全衛生法施行令

抜粋（職長等の教育を行うべき業種）

第十九条 法第六十条の政令で定める業種は次のとおりとする。

- 一 建設業
- 二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）
 - ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）
 - ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
- 三 電気業
- 四 ガス業
- 五 自動車整備業
- 六 機械修理業

記

1. 日 時： 平成 29 年 7 月 6 日(木)～7 日(金) 9 時 00 分～17 時 00 分
2. 会 場： かんぼの宿 酒田 2F （酒田市飯森山 3 丁目 17-26 TEL31-4126）
3. 対象者： 新たに監督者になられた方、リスクアセスメント教育を未受講の監督者
4. 申込期限： 6 月 29 日(木)
但し、期限前でも定員(50 名)になり次第締切ります。
5. 受講料： 基準協会会員 15,000 円/名、会員外 20,000 円/名（テキスト代含む）
※ 昼食代は含まれておりませんので、各自ご準備頂くか、当施設の食堂若しくは近隣の施設をご利用下さい。
6. その他： 遅刻等、受講すべき時間数が不足したときは、修了証を交付できませんのでご注意下さい。

申込要項

1. 受講申請： 下記申込書により申込のこと。 FAXでも可 FAX 22-1316
◇銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金(口座番号 136413)
 振込手数料は、貴社にてご負担願います。
 また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。
2. 申込先： 〒998-0044 酒田市中町 2-5-19 一般社団法人 酒田労働基準協会
 問合せ先 TEL 0234-22-1311
3. 注意事項： ※ 受講の取り消しは、講習初日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには、受講料の返金は致しません。
 ※ 申込書記入欄不足の場合はコピーをとって下さい。
 ※ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了致しませんので、早めに納付手続きをお願い致します。
 ※ 受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

『職長等教育』 受講申込書

事業場名				
所在地	〒 TEL ()			
連絡担当者	所属部課	氏名		
受講者	氏名 (フリガナ)	生年月日	本籍(県)	現住所
		S · H 年 月 日生		
		S · H 年 月 日生		
		S · H 年 月 日生		

◇ 上記の通り 名分 計 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入して下さい。

- 受講料を添えて申込み致します。
- 後日持参致します。
- 月 日 振込にて申込み致します。

平成 年 月 日

一般社団法人酒田労働基準協会行